

平成27年7月6日

顧問先各位

望月会計事務所
所長 望月正宏

相続税の申告後、新たな遺産を発見!

— 遺産を漏れなく把握して節税 —

[1] 申告漏れの銀行預金

父が亡くなり相続人である子供達3人は、遺産を分割し無事 相続税の申告を済ませました。納税や不動産の登記も終わりほっとしていたのですが、仏壇の奥の方に預金通帳を見つけました。父の出身地である地方銀行の定期預金で、思いがけない発見です。こんな時は、いったいどうすれば良いのでしょうか。遺産の分割を 最初からやり直すのでしょうか?

[2] 後から発見した遺産を加え、全遺産で分割をやり直す方法

遺産分割協議は、相続人全員の合意により成立します。一旦その協議が調べば、効力は相続発生時に遡って生じることになります。遺産分割も他の契約と同様で、民法上の法律行為ですから、全員の合意があれば やり直せます。しかし、遺産分割のやり直しは、新たな税負担が発生することになります。当初の遺産分割が法的に「無効」とされない限り、遺産の所有権は既に各相続人に移転しています。所有権移転後の再分配になりますので、当初分割との差異について、税務上では財産の譲渡または贈与として扱われます。

(「無効」になるのは、相続人の一部を除外して分割した等 法的に問題がある場合です。)

[3] 後から発見した遺産についてのみ、別途分割する方法

新たに見つかった遺産についてのみ、別途話し合い分割することも可能です。全ての相続人が近くに住んでいれば良いのですが、遠方の場合 全員が同時に集まるのは大変なことです。遺産分割協議書を作成する時に、「本書に記載以外の遺産が発見された時は、全て相続人〇〇が取得する。」と一文を記載しておけば、全員が集まる必要が無くなります。

[4] 修正申告と納税

相続税の申告後に新たな遺産が見つかった場合は、既に納めた税額が少ない事になります。したがって修正申告をする必要があり、本税を追加納税し加えて延滞税を納めます。もしも、新たな遺産が税務調査により発覚した場合は、ペナルティとして過少申告加算税をも納付しなければなりません。

遺産分割のやり直しや追加は 税金の問題ばかりでなく、相続人同士のトラブルに発展する危険があります。当初分割の前までに、全遺産を漏れなく把握するよう努めましょう。そして、存命中にリストアップしておけば、遺族にとって大きな助けになるでしょう。